

虐待防止委員会運用指針

医療法人社団桑山会

高岡老人保健施設長寿苑

虐待防止委員会 運用指針

(委員会の目的)

第 1 条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、必要に応じ随時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第 2 条 委員は以下のとおりとする。

2. 委員長は、虐待防止責任者とする。
3. その他の委員は、身体拘束委員会及びリスクマネジメント委員会と同じとする。
4. 委員に、必要ある場合に第三者委員を加えることができる。

(委員会の開催)

第 3 条 委員会の開催を次のとおりとする。

2. 委員会は、虐待防止に関する法人施設内での協議事項が生じた都度に随時開催する。
3. 法人事業内で虐待事例が発生した時には必ず開催する。
4. 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第 4 条 委員会は次のとおり実施する。

2. 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
3. 「虐待早期発見チェックリスト」に従い、必要あるごとに調査を実施する。
4. 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止責任者に報告する。
5. 虐待防止に係る研修を年 2 回以上行うこととする。
6. 事故等の問題が虐待につながるような場合は、リスクマネジメント検討委員会ではなく虐待防止委員会において対応する。
7. その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第 5 条 委員会の責務は次のとおりとする。

2. 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

3. 委員会の委員長及び委員は、目頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

4. 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

5. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針について

この指針はホームページ、施設内に掲示にて、公表し、入所者・家族・従業者等がいつでも自由に閲覧することができます。

附則 1. この指針は、令和 5 年 10 月 1 日より実施する。

虐待の分類

1. 身体的虐待

～暴力的行為などで、身体にアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

(具体例)

- ・ 殴る、蹴る、平手打ちをする、叩く、つねる、踏みつける、髪・耳・鼻等を強く引っ張る、やけどや打撲をさせる。
- ・ 無理やり飲食を強要したり、口に押し込む。
- ・ 利用者の食事やおやつを与えず、職員が食べてしまう。
- ・ 罰としての減食。
- ・ 押し倒したり、突き倒したり、投げ飛ばす。
- ・ 引きずる、衣服をつかんで強制する。
- ・ 首根っこをつかむ、頭を押さえつける。
- ・ 自傷、他傷行為の放置。
- ・ 居室等に長時間閉じ込める。
- ・ 居室に長時間入れず、寝かせないような行為。
- ・ 施設からの閉め出し。
- ・ ホース等で水をかける。
- ・ 傷等の治療の放置。
- ・ 服薬の放置。
- ・ 部屋の暖房や冷房を止める。
- ・ ベッド等に縛り付けるなどの身体拘束、意図的に薬（精神薬等）を過剰に服用させたりして抑制する。／等

2. 心理的虐待～脅かしや強迫、侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。

(具体例)

- ・ 排泄の失敗等を嘲笑したり、それを話すなど利用者に恥をかかせる。
- ・ 怒鳴る、脅かし、ののしる、自尊心を傷つける言葉、怯えさせるような言葉、悪口をいう。（「バカ」「アホ」「死ね」「まぬけ」「役立たず」「のろま」等）
- ・ 侮辱をこめて幼児のように扱う。
- ・ 差別的に扱う。
- ・ 利用者の差別的な物まね。
- ・ 利用者が話しかけているのを意図的に無視する。

- ・利用者の大事にしているものを隠す、捨てる、壊す。／等

2. 性的虐待

～本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

(具体例)

- ・カーテンを開け放しておむつ交換をする。
- ・入浴時人の見えるところで更衣等をする。
- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身等を裸にして放置する。
- ・キス、性器への接触等の強要・教唆（そそのかしたり、けしかけたりすること）。
- ・性器や性交を見せる。
- ・性的暴行。
- ・ポルノグラフィーを見せたり、被写体などを強要する。／等

4. 経済的虐待

～本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(具体例)

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ・本人の持ち物等を無断で廃棄したりすること。
- ・本人の財産等を本人に無断で売却する。
- ・年金や預貯金を本人の意思、利益に反して利用する。／等

5. 支援・介護の放棄・放任

～意図的であるか、結果的であるかを問わず、支援や介助を職員がそのサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や利用者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

(具体例)

- ・入浴させず異臭がする。
- ・入浴時に洗体、洗髪を行わない。
- ・衣服の交換をさせない。
- ・失禁、便失禁等の処理をせず放置する。
- ・髪が伸び放題、皮膚が著しく汚れている。
- ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。

- ・室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。
- ・利用者本人が必要とする支援・介助、医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わない。
- ・疾患等により食事制限等が必要な利用者に対し、制限を設けず飲食させ続ける。／等